

# 電子帳簿保存法に賢く対応する

法改正を機に経理業務の効率化を見直せるチャンス!

法改正への対応はお済ですか?



2024年1月から全法人企業が対応しなければならない電子帳簿保存法について、どのような法律なのか、企業は何をどのように対応しないといけないのか、CMでもおなじみの楽楽精算を開発販売されている株式会社ラクス様と協賛にてご案内いたします。

参加費  
無料

2022年

10月25日(火)  
13:30~14:45

開催  
形式

WEB Zoomを予定

※視聴URLは当日AMにお送りします。

主催

ひかり税理士法人

講師 経営戦略室 マネージャー  
間宮 達二

協賛

株式会社ラクス



ご予約はこちらのQRコードから  
予約締切10月24日(月)18時

- 電子帳簿保存法の改正のポイントと実務的な対応方法について
- 経費にかかわる全ての処理を一元管理できる”楽楽精算”について
- 経理業務に関する具体的な改善事例について



# セミナーについて

2022.10.25

## 電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法とは、国税関係（法人税法や所得税法）の帳簿や書類を電磁的記録（電子データ）で保存することを認める法律です。

電子帳簿保存法が対象とするのは、「国税関係帳簿」「国税関係書類」「電子取引」の3種類です。これらを実際の業務の中で見てみると、会計ソフトや販売管理ソフトなどで作成したものもあれば、取引先と紙でやり取りしたもの、あるいは電子データでやり取りしたものまで、さまざまな取引記録が管理の対象となります。

したがってどの書類やデータがどの条項に該当するのか、そしてどのような保存措置を求められているのかをまずは正しく理解する必要があります。



## 協賛企業 株式会社ラクス様のご紹介

国内累計導入社数 No.1!※ の  
楽楽精算を開発販売している  
注目企業です!



※デロイト トーマツ ミック 経済研究所「電帳法対応進むクラウド型経費精算システム  
市場の実態と展望」(ミック IT リポート 2021 年 6 月号 : <https://mic-r.co.jp/micit/>)より

経理部だけ時代遅れになっていませんか？

法改正を機に、販売管理のあらゆる資料を  
データ一元化し経理業務の効率化を図りましょう。

### 株式会社ラクス

本社 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクススクエア新宿  
TEL 03-6675-3623  
設立 2000年11月1日  
代表者 代表取締役社長 中村崇則  
事業内容 クラウドサービス事業



今が  
チャンス

## IT導入補助金を活用して お得に会計システムの導入を

### IT導入補助金とは

ITツールを導入しようとする中小企業・小規模事業者等に対して、ITツール導入費用の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。詳細や最新情報は、「IT導入補助金」公式サイトをご参照ください。

(公式サイト <https://www.it-hojo.jp/>)

ラクスのクラウド型経費精算システム  
「楽楽精算」は「IT導入補助金」の対象ツールに  
5年連続で認定されています

ラクスが開発・販売する「楽楽精算」は交通費、旅費、出張費など、経費にかかわる全ての処理を一元管理できるクラウド型の経費精算システムです。会計システム導入をご検討の企業様は一度ご検討ください。



ひかりアドバイザーグループ  
ひかり税理士法人 <http://hikari-tax.com>

京都オフィス

滋賀オフィス

大阪オフィス

札幌オフィス

東京オフィス

広島オフィス

福岡オフィス

Tel 0120-296-371

電話受付：8時50分～17時 ※土日祝を除く

✉ [info@hikari-tax.com](mailto:info@hikari-tax.com)

